

須田人財育成基金規程

平成30年12月19日
理事長決定
規程第118号

(設置)

第1条 国際教養大学基金に関する基本規程第5条の規程に基づき、公立大学法人国際教養大学(以下「本学」という。)に須田人財育成基金(以下「基金」という。)を置く。

(原資)

第2条 基金の原資は、本学と須田精一氏との覚書に基づき寄附された1億円とする。

(目的)

第3条 基金は、本学が、次世代社会を切り拓く科学技術に関する教育を充実させるとともに、県内への就職支援を通して、秋田の科学技術産業の発展に従事する人材の育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 基金は、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- 一 教育及び教育環境の充実を図るために必要な事業
- 二 県内就職促進を支援するために必要な事業
- 三 その他、第3条に掲げる目的達成のために必要な事業

(事務)

第5条 基金に関する事務は、関係各課の協力のもと総務課が処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月19日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、須田人財育成基金として受入れている寄附金については、この規程により受入れたものとみなす。